標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案新旧対照表

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成十五年総務省令第二十六号) (傍線部分は改正部分)

	月二五金絲彩(金)二一フ号)((仏祭音グ目の正音グ)
改 正 案	現行
第二条 (略)	第二条(略)(定義)
十九 「AC信号」とは、放送に関する付加情報信号をいう。 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	。 十九 「AC信号」とは、変調波の伝送制御に関する付加情報信号をいう―~十八 (略)
二十~三十三 (略)	二十~三十三 (略)
第十五条の二 変調波の伝送制卸に関する付加情報以外の情報は、AC信号 (AC信号) ジタル放送 (衛星補助放送を除く。)のうちデ第二章 放送局の行う超短波放送 (衛星補助放送を除く。)のうちデー	ジタル放送 第二章 放送局の行う超短波放送 (衛星補助放送を除く。) のうちデ
7	
(AC信号) び高精細度テレビジョン放送 第三章 放送局の行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及	び高精細度テレビジョン放送第三章(放送局の行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及
一 変調波の伝送制御に関する付加情報情報は、AC信号により伝送してはならない。第二十条の二 放送に関する付加情報のうち次の各号に掲げるもの以外の	
つ。) により行われる地震動警報に関する情報 (以下「地震動警報情報」といニー 気象業務法 (昭和二十七年法律第百六十五号)第十三条第一項の規定	
めのAC信号から生成されるACシンボルは配置してはならない。3 セグメント番号0以外のセグメントには、地震動警報情報を伝送するた成は、別表第十七号の二に示すとおりとする。2 セグメント番号0に配置されるACシンボルを生成するAC信号の構	

(準用規定)

る 条から第十五条まで並びに第十六条の規定は、放送局の行う標準テレビジョ第二十二条(第十一条第二項、第六項及び第七項、第十二条第二項、第十三 ン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送について準用す

(準用規定)

十三条から第十六条までの規定は、放送局の行う標準テレビジョン放送の第二十二条(第十一条第二項、第六項及び第七項、第十二条第二項並びに第 うちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送について準用する。

別表第十七号の二 るAC信号の構成(第20条の2第2項関係) セグメント番号 0 に配置される A Cシンボルを生成す

ットの符号割当ては、 セグメント番号 0 に配置される A C シンボルを生成する A C 信号の204ビ 以下のとおりとする。

一の値を	注1 ACシン	!	B ₄ ~ B ₂₀₃	<u>B₁ ~ B</u> ₃	<u>B</u> ₀
値をとるものとする。	ンボルのための復調基準信号は、別表第十四号に	震動警報情報	変調波の伝送制御に関する付加情報又は地	構成識別	A Cシンボルのための復調基準信号
•	示す				

f Wi と同

合は001又は110とする 構成識別は、変調波の伝送制御に関する付加情報を伝送する場合は 00、010、011、100、101又は111とし、地震動警報情報を伝送する場

こよるものとする。 地震動警報情報の構成については、総務大臣が別に告示するところ